平成30年11月16日

資料１－２

みんなで考えよう！休眠預金等の活用

**一般財団法人　民都大阪休眠預金等活用団体**

<https://minto-o.wixsite.com/home>

**ニュースリリース　No.1**

東京一極集中に対抗するために、民都である大阪から年間700億円の休眠預金等の資金の差配をする「指定活用団体」に申請

【概要】

一般財団法人　民都大阪休眠預金等活用団体（大阪市。理事長：出口正之　「民都・大阪」フィランソロピー会議議長）は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号。以下「休眠預金活用法」という）に基づき、一般財団法人を対象に公募されていた「指定活用団体」に、大阪から一般財団法人を設立し、このほど内閣府へ申請いたしました。

　今後、内閣府の休眠預金等審議会のヒアリングを経て、年内に全国で一つの「指定活用団体」が内閣総理大臣から指定され、指定を受けた法人は来年１月から活動を開始することになります。

年間７００億円にも及ぶ休眠預金等の資金を民間公益活動に助成するための役割を担うことになる「指定活用団体」は、民間から公募されておりました。「出来レースの疑念」と審議会議事録や新聞でも報道されている状況があるものの、東京以外の地域から申請がでないことは東京一極集中を暗黙に是認することになるという声に推され、「地方の代表としての大阪」の力を結集して、この度、申請に至りました。これは民間非営利活動に力を発揮してきた民都としての大阪の伝統と力を反映したものであります。

内閣府は申請団体名、申請団体数を一切、発表しておらず、また、他の団体においては、申請の事実を公表していないために、現時点で申請の実態は不明です。

他団体が申請の事実を明らかにしない中で、弊財団におきましては、休眠預金の民間公益事業への活用という極めて公共性の高い性質に鑑み、今後の情報公開に対する姿勢を明確にするためにも、申請した事実を公表することが重要だと考えて今回の発表をさせて頂きました。

【申請に至った経緯】

いくつかの流れが合流して、申請するに至りましたが、そのもっとも大きな力が、大阪府・市の「民都・大阪」フィランソロピー会議という会議体の有志です。

　同会議は、学校法人、社会福祉法人、公益法人、NPO法人等法人格別に寸断されている世界でも稀有な日本の非営利セクターのトップが大阪で集合し、非営利セクターの国際的拠点を大阪につくろうとする議論の場を提供してきました。

その一環として、同会議は、2018年6月1日に「フィランソロピー都市宣言」を行いました。そこで「日本・世界中 から第２の動脈（寄附、投資、人材、情報）が集まり、民間公益活動の 担い手を育て・支えていくことでその活動を拡げ、社会的インパクトを 次々と生み出し続ける都市をめざす」と宣言しています。その有志が東京中心の議論に疑問を投げかけ、休眠預金等の「指定活用団体」を目指しました。

これに、地方を重視する者、「公益資本主義」の考え方に賛同する者、非営利会計専門家、平成20年度税制改革に関わった政府税調メンバーなどが加わることによって申請するに至っています。

【申請の意義】

すでに、政府の地方創生会議では、東京一極集中が地方の農村だけではなく、他の大都市に深刻な影響を与えていることが報告されております。今回の申請を通じて、ヒト・モノ・カネ・情報の東京一極集中が進んでいるだけではなく、意思決定の東京一極集中も進展していることも分かりました。議論をしないままに「なんとなく東京」に設置されかねない組織に対して、民の力が大きく伝統もある大阪から一石を投じることになったと考えております。

【申請内容の特徴】

１．手続的清廉性に基づいて

「出来レース」などと噂されている「公募」の申請において、一点の曇りもなく、疑念も生じさせない民間からの申請立案のプロセスを経て申請しております。

２．「地方の代表大阪」として

知らず知らずの間に、指定活用団体は東京にできるものという潜在意識を打ち破り、地方視点から地方に推されて、「地方の代表としての大阪」から申請します。

３．「知の固定資産」に基づいて

単に海外の制度を表面的に写しただけで、流れに任せて制度を作ろうとする動きに対して、日本の制度、文化をしっかり反映させ、長期の制度に対応しうる「知」（これを.「知の固定資産」という用語を使用して表現）に基づいて制度設計をしております。

参考資料１　弊財団設立趣意書

参考資料２　「民都・大阪」フィランソロピー会議

参考資料３　フィランソロピー都市宣言

参考資料４　一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の概要

別紙１　　　本日の出席者

別紙２　　　休眠預金の仕組み

以上

参考資料１　幣財団設立趣意書

平成30年9月10日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体

設立趣意書

第二次世界大戦後、日本の特殊事情から民間公益活動は公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、非営利活動法人いわゆるNPO法人等の法人格別に分断されてきた。また、会計基準も公益法人会計基準、学校法人会計基準、社会福祉法人会計基準、医療法人会計基準、NPO法人会計基準などに分断されて、世界でも類例を見ない分断が生じてきている。

大阪は江戸時代から日本で最初の財団といわれる懐徳堂の設置運営をはじめ民間による公益活動が盛んであった。また、社会福祉施設の濫觴の多くは大阪にある。大阪の新旧のシンボルである大阪城も吹田市立サッカースタジアムも多くの寄付によってでき上がっているなど、大阪は民間公益活動に関する日本の歴史を牽引していった土地である。

我々大阪の民間公益活動を行うソーシャル・セクターの関係者は、2015年12月28日から様々な議論を繰り返し、大阪の歴史に裏づけられた豊富な経験、制度と文化の関係をめぐる深い知識、他の国の民間公益セクターについての重厚な知識といったいわば「知の固定資産」に立脚しながら検討を加えた結果、民間公益活動はこうした法人格の種別に捉われることなく、相互に協力しながら行っていくべきであるという確信をもった。とりわけ、日本全体の社会課題の要因を取り除くためには、民間公益活動の歴史ある大阪が、民間公益活動のキャピタル機能を目指していくべきだという結論に至った。

　そこで、2017年4月19日から、かかる趣旨の会議設置に向けての準備を進めた結果、学校法人、公益法人、社会福祉法人、NPO法人らの代表者をメンバーとして、2018年2月5日に正式に「民都・大阪」フィランソロピー会議（以下「民都・大阪」会議）として発足し、同年6月1日には世界で初めての「フィランソロピー都市宣言」を行うに至っている。

　他方で、日本全体を見渡せば、東京一極集中の弊害が強く認識されている。現在の東京一極集中は僻地の活力を奪っているばかりではなく、東京圏以外の都市とりわけ大都市の都市機能をも奪い始めていると指摘されている。例えば、他の大都市からの東京圏への人口の移動が顕著で、大阪府の人口についても対東京圏に対しては若者世代を中心に毎年7千人から1万人が純減となっておりその度合いは全国で最も大きい。「大都市が人口を流出させている」という通常では起こらない現象が国内で生じてしまっている。そこで、政府においても政府関係機関の地方移転を行うなど東京の一極集中の問題に真剣に取り組んでいることは広く知られている。

また、日本銀行のデータによると、東京都の個人の預貯金残高は2017年３月末時点で、実に前年より12.7％増えた。日本銀行では、地方からの遺産相続等の預金シフトがあるとみており、例えば愛媛県では0.8％減とマイナスに転じ、四国全体でも0.6％増にとどまっている中で、東京だけに資金が集中していっている。なお、この時の東京都の個人の預貯金残高の１年間の増加額は大阪府の全預貯金額の実に約半分に相当した。

　今、こうした大阪の動きと全国の動きがある中で、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法という）が成立した。全国の金融機関から預金保険機構を通じて、全国に一を限って指定される指定活用団体（休眠預金等活用法20条）に入ることになる。現下の地方経済、地方金融機関の状況からすれば、休眠預金等が全国各地から一つの指定活用団体へ流れることの意味を十分に理解しなければならない。休眠預金等活用法第16条第4項にも「休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない」と規定されて、地方からの目線が如何に重要であることはいうまでもない。

　東京と地方の格差はあまりにも大きく、今回の休眠預金等活用が壮大なる「社会実験」（平成30年3月30日総理大臣決定「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」。以下「基本方針」という）であったとしても、東京ないし東京圏（以下併せて「東京」という）中心の議論・発想における「社会の諸課題」（休眠預金等活用法16条第1項）だけでこの資金の活用が進行してはならないことはいうまでもない。

こうした中で、東京において休眠預金等活用の議論が進行し、本年5月16日に休眠預金等の指定活用団体の公募が発表された。

　我々の数年間に及ぶ議論は日本の民間公益活動の発展のためという純粋なものであり、公募要項が発表もされないままに指定活用団体の申請のための議論を行っていたわけではない。しかしながら、休眠預金等活用法及び「基本方針」が決定し、その趣旨を理解すれば、我々のこの数年間の思いと同じであることに疑いの余地はない。

さらに、東京と地方の目線にギャップに悩む地方からも、我々に対して「地方の代表として」休眠預金等の指定活用団体の申請を促す声も寄せられた。

　そこで、「民都・大阪」会議の有志を基礎に、「公益資本主義」に基づく新しい企業の価値を創造する者、公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、NPO会計基準等の非営利法人会計を熟知する会計関係者、他地方の賛同者も加わることで、民間公益活動精神と「公益資本主義」の理念とに基づいて、休眠預金等の活用を入念に考察した。その結果、政府関係機関の地方移転を進めようとしている国の施策との総合的な一貫性を考慮するならば、指定活用団体は地方に置かねばならないという信念のもと、「地方の代表たる」大阪が先導しつつ全国と密接な連係と協力の下に「指定活用団体」として申請し活動することを目的とする一般財団法人を設立することとなった。こうした経緯を反映する名称として「一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体」をここに設立し、もって国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。

また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「公益認定法」）に関する知識、実務的なスキルを有している我々は、公益認定法の立法趣旨、休眠預金等に対する手続的清廉性への期待から、一般財団法人として指定活用団体に申請するだけではなく、同時に公益認定を申請するものであり、指定活用団体の指定並びに公益法人としての認定が行われた暁には、名称を「公益財団法人日本休眠預金等活用団体」（案）と改称する予定である。

一般財団法人「民都大阪休眠預金等活用団体」設立準備委員会

秋山孝二　　公益財団法人秋山記念生命科学振興財団理事長＜指定後評議員予定＞北海道

池内啓三　　学校法人関西大学理事長（＊）＜設立時理事＞　　　　　　　大阪府

岩田敏郎　　社会福祉法人聖徳会理事長（＊）　　　　　　　　　　　　　大阪府

岩永清滋　　公認会計士・税理士　＜指定後評議員予定＞　　　　　　　　兵庫県

大槻文蔵　　公益財団法人大槻能楽堂（＊）　　　　　　　　　　　　　　大阪府

大西寛文　　公認会計士、元日本公認会計士協会副会長　　　　　　　　　大阪府

大貫　一　　金沢星稜大学教授　（公認会計士）＜指定後評議員予定＞　　石川県

尾崎　裕　　大阪商工会議所会頭　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府

尾上選哉　　大原大学院大学教授（会計学）＜指定後評議員予定＞　　　　東京都

柏木登起　　特定非営利活動法人シミンズシーズ　代表理事　＜指定後評議員予定＞

兵庫県

金井宏実　　認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター代表理事（＊）＜設立時理事＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府

黒田章裕　　一般社団法人関西経済同友会　代表幹事　　　　　　　　　　大阪府

久保井一匡　久保井総合法律事務所　弁護士、

元日本弁護士連合会会長（＊）＜指定後監事予定＞　　　　　大阪府

崎元利樹　　前公益財団法人放送文化基金　専務理事、元NHK　＜指定後評議員予定＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都

島田牧子　　公認会計士・税理士　＜設立時監事＞　　　　　　　　　　　大阪府

施　治安　　大阪100人会議顧問　（＊）　　　　　　　　　　　　　　　大阪府

出口正之　　国立民族学博物館教授、元内閣府公益認定等委員会委員、　　大阪府

民都・大阪フィランソロピー会議議長（＊）＜設立時代表理事＞　　　　大阪府

中野秀男　　帝塚山学院大学教授（＊）、

民都・大阪フィランソロピー会議情報分科会長＜設立時評議員＞　　　　大阪府

野村卓也　　ナレッジキャピタル総合プロデユーサー、内閣府参与＜指定後評議員予定＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府

橋本正洋　　東京工業大学教授　＜指定後評議員予定＞　　　　　　　　　東京都

原　丈人　　米国501(c)(3)公益財団アライアンス・フォーラム財団（国連経済社会理事会諮問有資格）代表理事、内閣府本府参与　＜指定後評議員予定＞　　　　　　　米国

藤井秀樹　　京都大学教授（会計学）　＜指定後評議員予定＞　　　　　京都府

松本正義　　公益社団法人関西経済連合会会長　　　　　　　　　　　　大阪府

開（比嘉）梨香　株式会社カルティベイト代表取締役　＜指定後評議員予定＞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　沖縄県

堀井良殷　　公益財団法人関西・大阪21世紀協会理事長、

元NHK理事（＊）＜設立時評議員＞　　　　　　　　　　大阪府

三木秀夫　　三木秀夫法律事務所　弁護士＜設立時評議員＞　　　　　　大阪府

設立者

学校法人関西大学

認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター

 （＊印は民都・大阪フィランソロピー会議メンバー）

都道府県名等は主たる勤務地による。

参考資料２　「民都・大阪」フィランソロピー会議

<http://www.pref.osaka.lg.jp/renkeichosei/fukusyutosuishin/philanthropy3.html>　より引用。

**「民都・大阪」フィランソロピー会議**

更新日：平成30年7月2日

　わが国において、NPOや社会的企業など新たな公共の担い手の増加、CSR（企業の社会的責任）への関心が進む一方、世界では、寄附や投資等を通じた公益活動が、社会的課題解決の第三の道として新たな時代の潮流となっています。
　都市発展の歴史において民の力が大きな役割を果たしてきた大阪は、「民」主役の社会づくりを発信する「民都」として、フィランソロピー(注1 )の促進により、税による分配ではない第2の動脈（フィランソロピー・キャピタル）として資金や人材を集め、非営利セクターの活性化を通じて、「フィランソロピーにおける国際的な拠点都市」をめざしています。
　そこで、多様な担い手が、法人格の縦割りや営利・非営利の区分を越えて一堂に集い、それぞれが公益活動を担う主体だということを再認識し、大阪の民の連携・協力によりその存在感を国内外に示す「核となる場」として、「民都・大阪」フィランソロピー会議を平成30年２月に設立し、フィランソロピーを通じた「民都・大阪」の実現に向けた議論・検討を行っています。

(注1 ) フィランソロピー：語源は、ギリシャ語の「愛する」(Phil‐)＋「人間」(Anthropos)で「慈善活動」や「博愛」を意味する語。社会貢献活動の総称。ここでは、社会的課題解決に向けて行う寄附や社会的投資等を通じた公益活動をいいます。

**設立趣意書**　[[Wordファイル／16KB]](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/27077/00278675/seturitushuisho.docx)[[PDFファイル／69KB]](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/27077/00278675/seturitushuisho.pdf)

**会議規約**　[[Wordファイル／24KB]](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/27077/00278675/kaigikiyaku.docx)[[PDFファイル／149KB]](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/27077/00278675/kaigikiyaku.pdf)

**会議メンバー**

サード・セクター(注2 )及び社会的企業のトップ層、有識者、行政（大阪府及び大阪市）で構成されています。
(注2 )サード・セクター：行政セクターや営利セクター(企業組織) に対して、非営利セクターは総称して「サード・セクター」とも呼ばれています。

|  |
| --- |
| **会議メンバー**  |
| **氏名** | **所属・職名等** |
| 池内　啓三 | 学校法人関西大学理事長 |
| 岩田　敏郎 | 社会福祉法人聖徳会理事長 |
| 大槻　文藏 | 公益財団法人大槻能楽堂理事長 |
| 金井　宏実 | 認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター代表理事 |
| 久保井　一匡 | 公益財団法人小野奨学会理事長 |
| 高　亜希 | 認定特定非営利活動法人ノーベル　代表理事 |
| 阪田　洋 | 大阪府・大阪市副首都推進局　副首都企画推進担当部長 |
| 清水　由洋 | 学校法人近畿大学理事長 |
| 白井　智子 | 特定非営利活動法人トイボックス代表理事 |
| 施　治安 | 「大阪を変える100人会議」顧問 |
| 出口　正之 | 国立民族学博物館教授 |
| 早瀬　昇 | 社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事 |
| 藤田　清 | 公益財団法人藤田美術館　館長 |
| 堀井　良殷 | 公益財団法人関西・大阪２１世紀協会　理事長 |
| 松井　芳和 | 大阪府・大阪市副首都推進局　副首都企画推進担当部長 |
| 森　清純 | 公益財団法人大阪コミュニティ財団専務理事 |

（50音順・平成30年６月１日現在）

参考資料３　フィランソロピー都市宣言

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/27077/00278675/04_sengen.pdf>

フィランソロピー都市宣言（宣言文）

世界では、寄附や投資等を通じた公益活動（フィランソロピー）が、社会的課題解決の第三の道として新たな時代の潮流となっており、 「フィランソロピーの黄金時代」を迎えたとさえ言われている。わが国においても、NPOや社会的企業など新たな公共の担い手の増加、CSR（企業の社会的責任）への関心が進む中、課題解決のための新しい鍵として、非営利セクターと政府との協働が注目されている。

都市発展の歴史において民の力が大きな役割を果たしてきた大阪は、これまで民間公益活動の分野でも様々な先駆的な取組を生み出し実現してきた。こうした蓄積を活かし、この度、「民都」として大阪の民の力を最大限に活かす都市を

めざして、官民が協力し、非営利セクター関係者が法人格を越えて集う「民都・大阪」フィランソロピー会議を設置した。

大阪は、この「民都・大阪」フィランソロピー会議を核として、府域全体における地域活動も含めた民間公益活動の担い手が垣根を越えて集い、その多様性を活かしつつ繋がることで新たなアイデアや知恵を生み出すとともに、非営利セクターの活性化やソーシャルビジネスの拡大などを通じて、これまでになかった連携や協働を生み出していく。これにより、様々な分野において豊かで美しい大阪に向けて民が主体となったソーシャル・イノベーションを創出する都市をめざす。

そして、持続可能な開発目標（SDGｓ）の達成に貢献するとともに、世界のフィランソロピストの思いに寄り添う都市として、日本・世界中から第2の動脈（寄附、投資、人材、情報）が集まり、民間公益活動の担い手を育て・支えていくことでその活動を拡げ、社会的インパクトを次々と生み出し続ける都市をめざす。

これらを通じて「フィランソロピーにおける国際的な拠点都市」の実現をめざすことをここに宣言する。

平成30年６月１日 「民都・大阪」フィランソロピー会議

参考資料４　一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の概要

設立者

学校法人関西大学（理事長　池内啓三）

認定特定非営利活動法人大阪NPOセンター　（代表理事　金井宏実）

設立時役員等

評議員：中野秀男　帝塚山学院大学ICTセンター長（特任教授）

　　　　堀井良殷　公益財団法人関西・大阪21世紀協会理事長

　　　　三木秀夫　三木秀夫法律事務所、弁護士

理　事：池内啓三　学校法人関西大学理事長

　　　　金井宏実　認定NPO法人大阪NPOセンター代表理事

　　　　出口正之（理事長）

 国立民族学博物館教授。「民都・大阪」フィランソロピー会議　議長

監　事：島田牧子　島田牧子会計事務所。公認会計士、税理士

ホームページ

<https://minto-o.wixsite.com/home>

以上